

大分県報

平成三十年
号外（二五）
三月三十日

（金曜日）

目次

規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正……………一
指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正……………三
指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正……………六

○規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広瀬 貞

大分県規則第二十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成十八年大分県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第三十四条の二十六」を「第三十四条の二十六第一項」に改める。

第四号様式の付表七（その一）中

介護サービス包
括型

生活支援員の業務の外部委託の予定 有（月 時間）・無

を

外部サービス利
用型

受託居宅介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地

介護サービス包
括型

生活支援員の業務の外部委託の予定 有（月 時間）・無

日中サービス支
援型

生活支援員の業務の外部委託の予定 有（月 時間）・無

外部サービス利
用型

受託居宅介護サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地

「措置の概要」を「措置の概要、協議会等への報告・協議会からの評価等に関する措置の概要」に改め、同様式に次の二様式を加える。

付表15

就労定着支援事業所の指定に係る記載事項

受付番号

フリガナ			
名称	(郵便番号 ー)		
所在地			
連絡先	電話番号	FAX番号	
フリガナ			
氏名	住所	(郵便番号 ー)	
管理者	当該就労定着支援事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)		
	他の事業所又は施設(従業員との兼務(兼務の場合記入))	事業所等の名称	兼務する職種及び勤務時間等
前年度の平均利用者数(人)	第 条 第 項 第 号	人	
一体的に運営する事業所の前年度の平均利用者数(人)	人		
従業員の内職・員数	サービス管理責任者	就労定着支援員	
	専従	兼務	専従 兼務
従業員数	常勤(人)		
	非常勤(人)		
主な提示事項			
営業日			
営業時間			
主たる対象者	特定無し・身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者		
利用料			
その他の費用			
通常の事業実施地域			
その他参考となる事項	苦情解決の措置概要	窓口(連絡先)	担当者
添付書類	その他		

別添の上記(定家・寄附行為及び登記簿謄本又は条例等・事業所平面図・運営規程・経歴書・利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要・勤務体制(形態・職数・賃金状況(賃借対照表・科目集等))

- (備考)
- 1 「受付番号」欄は、記入しなくても構いません。
 - 2 「記入欄」が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別添に記載した書類を添付してください。
 - 3 新設の場合には、「前年度の平均利用者数」欄は推定数を記入してください。
 - 4 「主な提示事項」については、本欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。
 - 5 「その他の費用」欄には、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記載してください。
 - 6 「通常の事業の実施地域」欄には、市区町村名を記載することとし、当該区域の全部又は一部の別を記載してください。なお、一部の地域が実施地域である場合は、適宜地図を添付してください。
 - 7 事業所指定を受ける一体的に運営する事業所の過去3年の一般就労の移行実績が分かる書類を添付してください。

付表16

自立生活援助事業所の指定に係る記載事項

受付番号

フリガナ			
名称	(郵便番号 ー)		
所在地			
連絡先	電話番号	FAX番号	
フリガナ			
氏名	住所	(郵便番号 ー)	
管理者	当該自立生活援助事業所で兼務する他の職種(兼務の場合のみ記入)		
	他の事業所又は施設(従業員との兼務(兼務の場合記入))	事業所等の名称	兼務する職種及び勤務時間等
前年度の平均利用者数(人)	第 条 第 項 第 号	人	
従業員の内職・員数	サービス管理責任者	地域生活支援員	
	専従	兼務	専従 兼務
従業員数	常勤(人)		
	非常勤(人)		
主な提示事項			
営業日			
営業時間			
主たる対象者	特定無し・身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者		
利用料			
その他の費用			
通常の事業実施地域			
その他参考となる事項	苦情解決の措置概要	窓口(連絡先)	担当者
添付書類	その他		

別添の上記(定家・寄附行為及び登記簿謄本又は条例等・事業所平面図・運営規程・経歴書・利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要・勤務体制(形態・職数・賃金状況(賃借対照表・科目集等))

- (備考)
- 1 「受付番号」欄は、記入しなくても構いません。
 - 2 「記入欄」が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別添に記載した書類を添付してください。
 - 3 新設の場合には、「前年度の平均利用者数」欄は推定数を記入してください。
 - 4 「主な提示事項」については、本欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。
 - 5 「その他の費用」欄には、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記載してください。
 - 6 「通常の事業の実施地域」欄には、市区町村名を記載することとし、当該区域の全部又は一部の別を記載してください。なお、一部の地域が実施地域である場合は、適宜地図を添付してください。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第二十七号

指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に

関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第七条―第九条）」を

「第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第六条の二）」

「第三節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第七条―第九条）」

「第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第二十一条・第二十二条）」を

「第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第二十条の二）」

「第三節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第二十一条・第二十二条）」

「第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第二十七条）」を

「第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第二十六条の二）」

「第三節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第二十七条）」

「第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第三十七条の二・第三十八条）」を

「第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第三十七条の二）」

「第三節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第三十七条の三・第三十八条）」

「第二節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第四十三条の二・第四十四条）」を

「第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第四十三条の二）」

「第三節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第四十三条の三・第四十四条）」

「第十三章 共同生活援助（第五十三条の二―第五十四条の四）」を

「第十三章 就労定着支援（第五十三条の二―第五十三条の五）」

「第十四章 自立生活援助（第五十三条の六）」

「第十五章 共同生活援助（第五十三条の七―第五十四条の六）」

「第十六章」に、「第十五章」を「第十七章」に、「第十六章」を「第十八章」に改める。

第二章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(準用)

第六条の二 第四条及び第五条の規定は、共生型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第四条中「第二十五条第三項」とあるのは「第四十四条の四第一項において準用する条例第二十五条第三項」と、同条第一号中「第二十六条第一項」とあるのは「第四十四条の四第一項において準用する条例第二十六条第一項」と、第五条中「第三十一条」とあるのは「第四十四条の四第一項において準用する条例第三十一条」と読み替えるものとする。

2 第四条及び第五条の規定は、共生型重度訪問介護の事業について準用する。この場合において、第四条中「第二十五条第三項」とあるのは「第四十四条の四第二項において準用する条例第二十五条第三項」と、同条第一号中「第二十六条第一項」とあるのは「第四十四条の四第二項において準用する条例第二十六条第一項」と、第五条中「第三十一条」とあるのは「第四十四条の四第二項において準用する条例第三十一条」と読み替えるものとする。

第二十一条第一号中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項又は第七十一条第一項に規定する登録者をいう。以下同じ」を「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第四十四条第一項に規定する登録者を除く。以下この条、第三十七条の三及び第四十三条の三において同じ」に、

「又は指定通所支援事業基準条例」を「又は指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十八号。以下「指定通所支援事業基準条例」という。）」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ）」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅

介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第三十七条の三及び第四十三条の三において同じ）に改め、同条第二号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第三号中「指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号又は第一百七十五条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号に規定する居間及び食堂を除く。第三十七条の三及び第四十三条の三において同じ」に改める。

第四章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（準用）

第二十条の二 第十二条、第十三条、第十五条、第十八条及び第十九条の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第六十条第九項」とあるのは「第九十四条の五において準用する条例第六十条第九項」と、第十三条中「第六十条第十一項」とあるのは「第九十四条の五において準用する条例第六十条第十一項」と、第十五条中「第七十六条第二項」とあるのは「第九十四条の五において準用する条例第七十六条第二項」と、同条第二号中「第六十条第一項」とあるのは「第九十四条の五において準用する条例第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同条第四号中「第七十四条第二項」とあるのは「第九十四条の五において準用する条例第七十四条第二項」と、同条第五号及び第六号中「第七十七条」とあるのは「第九十四条の五」と、第十八条第一項中「第八十三条第三項」とあるのは「第九十四条の五において準用する条例第八十三条第三項」と、第十九条中「第九十条」とあるのは「第九十四条の五において準用する条例第九十条」と読み替えるものとする。

第二十六条第二号中「第二百条の四第一項」を「条例第二百条の十四第一項」に改める。第五章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（準用）

第二十六条の二 第二十四条及び第二十五条の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。この場合において、第二十四条第一項中「第四百四条第三項」とあるのは「第百九条の四において準用する条例第四百四条第三項」と、第二十五条中「第百七条」とあるのは「第百九条の四において準用する条例第百七条」と読み替えるものとする。

第三十七条の二第一号及び第二号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条を第三十七条の三と

する。

第八章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（準用）

第三十七条の二 第十二条、第十三条、第十五条及び第十九条の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第六十条第九項」とあるのは「第百四十八条の四において準用する条例第六十条第九項」と、第十三条中「第六十条第十一項」とあるのは「第百四十八条の四において準用する条例第六十条第十一項」と、第十五条中「第七十六条第二項」とあるのは「第百四十八条の四において準用する条例第七十六条第二項」と、同条第二号中「第六十条第一項」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第四号中「第七十四条第二項」とあるのは「第百四十八条の四において準用する条例第七十四条第二項」と、同条第五号及び第六号中「第七十七条」とあるのは「第百四十八条の四」と、第十九条中「第九十条」とあるのは「第百四十八条の四において準用する条例第九十条」と読み替えるものとする。

第四十三条の二第一号及び第二号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条を第四十三条の三とする。

第九章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（準用）

第四十三条の二 第十二条、第十三条、第十九条及び第四十条から第四十二条までの規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第六十条第九項」とあるのは「第百五十八条の四において準用する条例第六十条第九項」と、第十三条中「第六十条第十一項」とあるのは「第百五十八条の四において準用する条例第六十条第十一項」と、第十九条中「第九十条」とあるのは「第百五十八条の四において準用する条例第九十条」と、第四十条第一項中「第百五十六条第三項」とあるのは「第百五十八条の四において準用する条例第百五十六条第三項」と、同条第二項中「第百五十六条第四項」とあるのは「第百五十八条の四において準用する条例第百五十六条第四項」と、第四十一条中「第百五十六条の二」とあるのは「第百五十八条の四において準用する条例第百五十六条の二」と、第四十二条中「第百五十七条第二項」とあるのは「第百五十八条の四において準用する条例第百五十七条第二項」と、同条第一号中「第百五十五

条第一項及び第二項」とあるのは「第百五十八条の四において準用する条例第百五十五条第一項及び第二項」と、同条第二号から第六号までの規定中「第百五十八条」とあるのは「第百五十八条の四」と読み替えるものとする。

第十六章を第十八章とし、第十五章を第十七章とし、第十四章を第十六章とする。
第五十三条の五を第五十三条の十とし、第五十三条の二から第五十三条の四までを五条ずつ繰り下げる。

第五十四条の四中「第五十三条の三」を「第五十三条の八」に、「第五十三条の四」を「第五十三条の九」に、「第二百条の十二」を「第二百条の二十二」に改め、同条を第五十四条の六とする。

第五十四条の三中「第二百条の九」を「第二百条の十九」に改め、同条を第五十四条の五とする。

第五十四条の二中「第五十三条の二」を「第五十三条の七」に、「第二百条の六」を「第二百条の十六」に改め、同条を第五十四条の四とする。

第五十四条の次に次の二条を加える。
(共同生活住居の設備の基準)

第五十四条の二 条例第二百条の六第五項の共同生活住居の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならぬ。
- 二 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、一つの建物の入居定員の合計は二十人以下とする。
- 三 既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人（知事が特に必要があると認めるときは三十人）以下とすることができる。
- 四 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を二人以上三十人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。
- 五 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。
(準用)

第五十四条の三 第十二条、第十五条、第四十一条、第五十三条の八から第五十三条の十ま

での規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第六十条第九項」とあるのは「第二百条の十一において準用する条例第六十条第九項」と、第十五条中「第七十六条第二項」とあるのは「第二百条の十一において準用する条例第七十六条第二項」と、同条第一号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百条の十一において準用する条例第五十五条第一項」と、同条第二号中「第六十条第一項」とあるのは「第二百条の十一において準用する条例第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同条第四号中「第七十四条第二項」とあるのは「第二百条の十一において準用する条例第七十四条第二項」と、第四十一条中「第百五十六条の二」とあるのは「第二百条の十一において準用する条例第百五十六条の二」と、第五十三条の八中「第百九十七条の四第三項」とあるのは「第二百条の十一において準用する条例第百九十七条の四第三項」と、第五十三条の九中「第百九十七条の六」とあるのは「第二百条の十一において準用する条例第百九十七条の六」と、第五十三条の十中「第百九十八条の三」とあるのは「第二百条の十一において準用する条例第百九十八条の三」と読み替えるものとする。

第十三章を第十五章とし、第十二章の次に次の二条を加える。

第十三章 就労定着支援
(サービス管理責任者が行う業務)

第五十三条の二 条例第百九十三条の六の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
 - 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。
 - 三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
(運営規程に定める事項)
- 第五十三条の三** 条例第百九十三条の十の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 事業の目的及び運営の方針
 - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - 三 営業日及び営業時間
 - 四 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類

及びその額

五 通常の事業の実施地域

六 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

七 虐待の防止のための措置に関する事項

八 その他運営に関する重要事項

（整備等を行うべき記録）

第五十三条の四 条例第九十三条の十一第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

一 条例第九十三条の十二において準用する条例第二十条第一項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項

二 条例第九十三条の十二において準用する条例第六十条第一項に規定する就労定着支援計画

三 条例第九十三条の十二において準用する条例第二十九条に規定する市町村への通知に係る記録

四 条例第九十三条の十二において準用する条例第三十九条第二項に規定する苦情の内容及等の記録

五 条例第九十三条の十二において準用する条例第四十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第五十三条の五 第十二条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第六十条第九項」とあるのは、「第九十三条の十二において準用する条例第六十条第九項」と読み替えるものとする。

第十四章 自立生活援助

（準用）

第五十三条の六 第十二条、第十三条及び第五十三条の二から第五十三条の四までの規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第六十条第九項」とあるのは「第九十三条の二十において準用する条例第六十条第九項」と、第十三条中「第六十条第十一項」とあるのは「第九十三条の二十において準用する条例第六十条第十一項」と、第五十三条の二中「第九十三条の六」とあるのは「第九十三条の二十において準用する条例第九十三条の六」と、第五十三条の三中「第九十三条の十」とあるのは「第九十三条の二十において準用する条例第九十三条の十」と、第五十三条の四中「第九十三条の十一第二項」とあるのは「第九十三条の二十において

準用する条例第九十三条の十一第二項」と、同条第一号中「第九十三条の十二」とあるのは「第九十三条の二十」と、同条第二号中「第九十三条の十二」とあるのは「第九十三条の二十」と、「就労定着支援計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第三号から第五号までの規定中「第九十三条の十二」とあるのは「第九十三条の二十」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

大分県規則第二十八号
大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年大分県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条を第二十条とし、第十六条を第十九条とする。

第十五条の見出しを「（指定保育所等訪問支援の事業に関する準用）」に改め、同条中「及び第七条」を、「第七条及び第十六条」に改め、「条例第五十二条第二項」の下に「と、第十六条中「第八十一条の八」とあるのは「第八十九条において準用する条例第八十一条の八」を加え、同条を第十八条とする。

第十四条中「第八十八条」を「第八十一条の八」に改め、同条第四号中「指定保育所等訪問支援」を「指定居宅訪問型児童発達支援」に改め、同条第五号中「指定保育所等訪問支援事業所」を「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」に、「指定保育所等訪問支援」を「指定居宅型児童発達支援」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（指定居宅訪問型児童発達支援の事業に関する準用）

第十七条 第四条、第五条及び第七条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第四条中「第二十八条第九項」とあるのは「第八十一条の九において準用する条例第二十八条第九項」と、第五条中「第二十八条第十一項」とあるのは「第八十一条の九において準用する条例第二十八条第十一項」と、同条第一号中「第二十九条」とあるのは「第八十一条の九において準用する条例第二十九条」と、第七

条中「第五十四条第二項」とあるのは「第八十一条の九において準用する条例第五十四条第二項」と、同条第一号中「第二十二條第一項」とあるのは「第八十一条の九において準用する条例第二十二條第一項」と、同条第三号中「第三十五條」とあるのは「第八十一条の九において準用する条例第三十五條」と、同条第四号中「第四十四條第二項」とあるのは「第八十一条の九において準用する条例第四十四條第二項」と、同条第五号中「第五十條第二項」とあるのは「第八十一条の九において準用する条例第五十條第二項」と、同条第六号中「第五十二條第二項」とあるのは「第八十一条の九において準用する条例第五十二條第二項」と読み替えるものとする。

第十三条の見出しを「(基準該当放課後等デイサービスの事業に関する準用)」に改め、同条を第十五条とする。

第十二条の見出しを「(指定放課後等デイサービスの事業に関する準用)」とし、同条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(共生型放課後等デイサービスの事業に関する準用)

第十四条 第四条から第七条までの規定は、共生型放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第四条中「第二十八條第九項」とあるのは「第七十八條の二において準用する条例第二十八條第九項」と、第五条中「第二十八條第十一項」とあるのは「第七十八條の二において準用する条例第二十八條第十一項」と、同条第一号中「第二十九條」とあるのは「第七十八條の二において準用する条例第二十九條」と、第六條中「第三十七條」とあるのは「第七十八條の二において準用する条例第三十七條」と、第七條中「第五十四條第二項」とあるのは「第七十八條の二において準用する条例第五十四條第二項」と、同条第一号中「第二十二條第一項」とあるのは「第七十八條の二において準用する条例第二十二條第一項」と、同条第三号中「第三十五條」とあるのは「第七十八條の二において準用する条例第三十五條」と、同条第四号中「第四十四條第二項」とあるのは「第七十八條の二において準用する条例第四十四條第二項」と、同条第五号中「第五十條第二項」とあるのは「第七十八條の二において準用する条例第五十條第二項」と、同条第六号中「第五十二條第二項」とあるのは「第七十八條の二において準用する条例第五十二條第二項」と読み替えるものとする。

第十一条の見出しを「(指定医療型児童発達支援の事業に関する準用)」とし、同条を第十二条とする。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とする。

第八条中「前条」を「第七条」に改め、同条を第九条とする。

第七条の次に次の一条を加える。

(共生型児童発達支援の事業に関する準用)

第八条 第三条から前条までの規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第三条第一項中「第二十四條第三項」とあるのは「第五十五條の五において準用する条例第二十四條第三項」と、第四条中「第二十八條第九項」とあるのは「第五十五條の五において準用する条例第二十八條第九項」と、第五条中「第二十八條第十一項」とあるのは「第五十五條の五において準用する条例第二十八條第十一項」と、同条第一号中「第二十九條」とあるのは「第五十五條の五において準用する条例第二十九條」と、第六條中「第三十七條」とあるのは「第五十五條の五において準用する条例第三十七條」と、前条中「第五十四條第二項」とあるのは「第五十五條の五において準用する条例第五十四條第二項」と、同条第一号中「第二十二條第一項」とあるのは「第五十五條の五において準用する条例第二十二條第一項」と、同条第三号中「第三十五條」とあるのは「第五十五條の五において準用する条例第三十五條」と、同条第四号中「第四十四條第二項」とあるのは「第五十五條の五において準用する条例第四十四條第二項」と、同条第五号中「第五十條第二項」とあるのは「第五十五條の五において準用する条例第五十條第二項」と、同条第六号中「第五十二條第二項」とあるのは「第五十五條の五において準用する条例第五十二條第二項」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。